

公立大学法人神戸市看護大学ホール等使用規程施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人神戸市看護大学ホール等使用規程（平成31年4月規程第88号。以下「規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請及び許可)

第2条 規程第1条に規定するホール等（以下「ホール等」という。）を使用しようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める手続をしなければならない。

(1) 公立大学法人神戸市看護大学の役員、職員及び学生 法人本部長が定める様式に記載すること。

(2) 前号に掲げる者以外のもの 様式第1号による公立大学法人神戸市看護大学ホール等使用許可申請書を法人本部長に提出すること。

2 法人本部長は、ホール等の使用を許可したときは、前条第2号に規定する使用の申請をした者に、様式第2号による公立大学法人神戸市看護大学ホール等使用許可書兼納入通知書を交付するものとする。

(受付休止日)

第3条 規程第2条第3項第1号に規定する細則で定める日は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月28日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、法人本部長が指定する日

(使用期間の特例)

第4条 規程第4条ただし書の細則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1) 神戸市が公共の目的のために使用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、法人本部長が業務上特に必要があると認めるとき。

(行為の申請及び許可)

第5条 規程第5条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、様式第3号による公立大学法人神戸市看護大学ホール等行為許可申請書を法人本部長に提出しなければならない。

2 法人本部長は、行為を許可したときは、行為の申請をした者に、様式第4号による公立大学法人神戸市看護大学ホール等行為許可書を交付するものとする。

(許可を要する行為)

第6条 規程第5条第1項第4号に規定する細則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。

(2) 興行を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、法人本部長が必要と認める行為

(使用料の後納)

第7条 規程第7条ただし書の細則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1) 国又は地方公共団体が公益上使用するとき。

(2) 理事長がやむを得ないと認めるとき。

(使用料の減免)

第8条 規程第6条第1項に規定する使用料について規程第8条の細則で定める特別の理由があるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、当該各号に定めるところにより使用料を減額し、又は免除する。

(1) 国又は地方公共団体が公益上使用するとき 免除

(2) 他の公立大学法人が業務上使用するとき 免除

(3) 理事長が特に必要と認めるとき 免除又は使用料の5割相当額以下において理事長が定める額

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、様式第5号による公立大学法人神戸市看護大学ホール等使用料減免申請書を、理事長が必要と認める書類をこれに添付して理事長に提出し

なければならない。

(使用料の返還)

第9条 規程第9条ただし書の細則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 天災地変、不可抗力その他使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができないとき。
- (2) 理事長が業務上の都合により、使用の許可を取り消したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めるとき。

(行為の禁止)

第10条 規程第14条に規定する細則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為
- (3) ホール等を汚損し、損傷し、若しくは滅失する行為又はこれらのおそれのある行為
- (4) 喫煙
- (5) 所定の場所以外の場所への立入り
- (6) 許可を受けないで広告類を掲出し、又はまき散らす行為
- (7) 許可を受けない寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法人本部長がホール等の管理上支障があると認める行為

(開館時間)

第11条 ホール等の開館時間は、別表に定める時間とする。

2 法人本部長は、特別の理由があると認めるときは、前項の時間を変更することができる。

(休館日)

第12条 休館日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 12月28日から翌年の1月3日までの日
- (2) 前号に掲げるもののほか、法人本部長が特に必要と認める日

2 法人本部長は、ホール等の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項第1号の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

(施行細目の委任)

第13条 この細則の施行に関し必要な事項は、法人本部長が定める。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。